

議案第173号

川崎市御幸老人いこいの家の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成22年11月26日提出

川崎市長 阿部 孝夫

管理を行わせる 公の施設の名称 及び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市御幸老人 いこいの家  川崎市幸区紺屋 町33番地1	川崎市幸区戸 手本町1丁目 11番地5	社会福祉法人川崎市幸区 社会福祉協議会 会長 佐藤 忠次	平成23年4月1日 から 平成26年3月31日 まで

参考資料

社会福祉法人川崎市幸区社会福祉協議会の概要

設　　立	平成8年4月1日
資産総額	6,953万7,171円
職　員　数	51名
目　　的	川崎市幸区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業実績	(1) 川崎市福祉パルさいわいの受託経営 (2) 川崎市老人いこいの家の指定管理 (3) 川崎市さいわい健康福祉プラザの指定管理 (4) 川崎市学校施設活用型デイサービス事業の受託経営